

平成29年度 第2回

君津市総合教育会議 会議録

日時：平成29年10月25日 午後1時15分～

場所：議会第2委員会室

平成29年度 第2回君津市総合教育会議会議録

- 1 日 時 平成29年10月25日(水) 午後1時15分開会 午後2時20分閉会
- 2 場 所 議会第2委員会室
- 3 出席者 市長 鈴木 洋邦、 副市長 石井 清孝
教育長 山口 喜弘、 教育長職務代理者 伊澤 貞夫
教育委員 佐藤ますみ、 教育委員 大野 睦
- 4 出席職員 総務部長 黒川 倫行、教育部長 鈴木 盛一
教育部次長(事)教育総務課長 榎本 弘、教育部副参事(事)学校教育課長 大久保克巳
学校教育課管理担当主幹 縄谷 和利、教育センター所長 小林 正知
学校再編推進課長 高橋 克仁、教育総務課副課長 西村 泰典
学校再編推進課主査 植田 庸介、教育センター主査 青木 利徳
教育総務課施設係長 石黒 裕之、教育総務課企画総務係長 鈴木 洋和
- 5 傍聴人 2名
- 6 議 事 (1) 第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン(素案)について
(2) 君津市立中学校におけるいじめ重大事態の経過報告について
(3) 君津市いじめ防止対策推進条例(素案)について
(4) 小糸・清和地区における統合校の新校名について

7 議題及び議事の概要

【次第 1 開会】

鈴木部長

ただいまから、平成29年度第2回君津市総合教育会議を開会いたします。

はじめに、この会議の進行でございますが、君津市総合教育会議運営要綱第3条第2項の規定により、議事の進行は、議長が指名する職員に行わせることができるとされていますが、市長、いかがいたしましょうか。

市 長

鈴木教育部長、お願いします。

鈴木部長

ただいま、市長から指名をいただきましたので、私が会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、いじめ防止対策推進条例のなかで附属機関の設置に係る内容などもありますので、石井副市長にもご出席をいただいておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日の会議を2名の方から傍聴したいとの申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

<傍聴者入室>

【次第 2 議事】

(1) 第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン（素案）について

鈴木部長

それでは、次第に則り、進めさせていただきます。

早速ですが、議事に入ります。

議事（1）第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン（素案）について、を議題といたします。

第三次きみつ教育 創・奏5か年プランについて、事務局よりご説明申し上げます。

榎本次長

それでは、君津市教育振興基本計画であります、第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン（素案）についてご説明いたします。

はじめに、A 3判の資料、君津市教育振興基本計画の概要をご覧ください。左側にあります、これまでの第二次きみつ教育 創・奏5か年プランでは、「創造」「希望」「前進」をキーワードに、45の主要事業を「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」「伝統文化と国際理解教育」「教育環境整備」の視点で5つのビジョンを整理し、次代を担う「君津っ子」の育成に向けて取り組んでまいりました。

ビジョンごとに目標を掲げ、評価・検討を繰り返しながら、各事業を進め、着実に成果をあげてきたところであります。

しかしながら一方で、第二次プランに謳われている主要事業が学校教育の分野に偏っていないかというご指摘もありました。

そこで、第二次プランでの取り組みを踏まえながらも、第三次プランの構成を大きく変更しました。主な変更点は次の3点です。

1点目は、学校教育、児童生徒中心の構成から、市民全体を包括した構成とすること。

2点目は、教育環境や社会情勢に幅広く対応するため、基本目標や施策の方向性を整理すること。

3点目は、施策の中から重点目標を設定し、点検・評価を実施することです。

このような変更を行い、資料の右側に示しました第三次プランとしております。

君津市総合計画に掲げた将来都市像「人が集い 活力ある 健康都市 きみつ～夢と誇りの持てるまち～」の実現に向け、「まちづくりは人づくり」という君津市教育大綱の基本理念の下、第三次プランでは、6つの基本目標として「教育環境整備」「学校教育」「学校・社会体育」「社会教育」「青少年の健全育成」「文化振興」を柱とし、22の施策の方向性を計画の骨格としております。また、名称については「第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン」とし、これまでのプランの名称を継承しております。

続きまして、A 4判の資料、第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン（素案）をご覧ください。本計画の構成は、本編が5章と最後に資料をつける形となっております。

第1章は本計画の策定趣旨、計画の位置づけや期間を定めております。

第2章では、教育をめぐる現状と課題を記載しております。4ページでは教育をめぐる現状として、少子化に伴う学校の小規模化やいじめ、子どもの貧困問題等の今日的な課題、5ページからは、現在の第二次プランにおける取り組みに対する成果と課題をまとめております。

第3章では、第2章での現状と課題を踏まえ、これからの教育の目指す姿として基本理念、6つの基本目標とその実現に向けた施策の方向性を示してございます。

ここで6つの基本目標について、簡単にご説明いたします。

基本目標1は「教育環境整備」の視点で、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備による学校の活性化を目指すものです。学校の適正規模・適正配置による学校再編を推進し、一人一人の能力を伸ばすことのできる活力ある魅力的な学校づくりを進めます。

また、安全・安心な教育環境の整備を進め、学校施設の老朽化対策や防災機能の強化を計画的に進めます。

基本目標2は「学校教育」の視点で、人生を主体的に切り拓く「生きる力」を育み、これからの未来を創造する骨太の人間を育てることを目指すものです。確かな学力をつけるとともに、グローバル人材の育成、情報活用能力、地域創生にもつながるキャリア教育など、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に取り組みます。

また、特別支援教育、いじめ防止対策を含む生徒指導の充実、学びのセーフティネットの構築など、子どもたちの学びを支える体制づくりを進めます。

基本目標3は「学校・社会体育」の視点で、年齢・性別・障害の有無にかかわらず、すべての市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整備し、生涯にわたって心身ともに豊かに過ごせるよう、学校体育やスポーツ・レクリエーション機会の充実を図るとともに、生きる上での基本となる食育を推進します。

また、スポーツを通じた交流やスポーツへの関心を高めるため「観るスポーツ」「支えるスポーツ」を推進します。

基本目標4は「社会教育」の視点で、市民誰もが学び、活動できる環境作りを目指して、子どもから大人まで一人一人が学び、その成果をいかすことのできるように、より広く利用される公民館・図書館の展開を進めます。

基本目標5は「青少年の健全育成」の視点で、いきいきとした地域コミュニティづくりと、地域ぐるみで青少年を育む環境の醸成を目指すものです。子どもたちの安全・安心を守り、地域がいきいきするために、学校・家庭・地域との連携を支援します。

基本目標6は「文化振興」の視点で、豊かな学びと心を育む文化振興の充実を目指すものです。市民文化ホールを文化芸術の拠点として、活力ある文化のまちづくりを推進するとともに、地域に残る伝統文化の保護と継承、観光資源としての活用などを通して、ふるさと君津への愛着を育てます。

第三次プランの柱である、この6つの基本目標及び22の施策の方向性を本計画の骨格として位置づけております。

第4章では、各施策の展開について記載するとともに、実施する事業や取り組みの中から15の重点目標を設定しました。この15の重点目標について目標値を定め、毎年度、点検・評価を実施します。

第5章については、本計画の推進に向けた連携・協力体制やPDCAサイクルに基づき、計画の実効性と有効性を検証しながら、本計画の着実な推進を図ってまいります。

最後に、資料編として、施設配置図や児童生徒数及び学校数の推移のほか、各施設の利用状況をまとめ、その後に用語の解説をつけてございます。

以上が、第三次きみつ教育創・奏5か年プランの素案ですが、本プランにおいては、特に、学校再編に伴う学校の統合、コミュニティスクールや小中一貫教育の特色ある学校づくり、いじめ防止対策など、新しい課題や今の時代にあった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールですが、次の教育委員会会議にて素案を決定後、12月に意見公募手続きを行いまして幅広い意見を伺い、来年の2月に結果報告、計画の決定となるよう進めてまいります。説明は以上でございます。

鈴木部長

ただいま、事務局から第三次きみつ教育創・奏5か年プランの素案について説明がありました。

それでは、委員の皆さんから、ご意見を頂戴したいと思います。

伊澤委員、いかがでしょうか。

伊澤委員

学校再編を中心として市の教育改革が進められている中、市の教育振興基本計画として位置づけられているプランであるので、教育委員会だけでなく、市を挙げて取り組んでほしいと思います。今回の案は、学校教育だけでなく、社会教育、生涯学習を含めた構成となっていることは、私は十分に評価したいと思っております。

もう1点、道徳の教科化、小学校の英語授業、間近に迫っている学習指導要領の改定等と相まって、

学校再編が進められている本市において、学校は一層大変になってくると思います。そこで学校の多忙化を解消するためにも、人的あるいは物的支援をしっかりと行ってほしいと考えております。

鈴木部長

伊澤委員からご意見をいただきましたが、これについて事務局、いかがでしょうか。

榎本次長

第二次プランでは、事業の多くが学校教育の分野に偏ったものでございました。そういったことから、第三次プランでは市民全体を包括した構成としてございます。そのような形で進めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

小林教育センター所長

学習指導要領の改定や道徳の教科化、さらに英語活動の開始と、学校において様々な新しいことが始まりますが、今後、情報の提供とともに、教材の準備、人的な配置等も含めて取り組んでいきたいと考えております。

鈴木部長

伊澤委員、よろしいですか。

伊澤委員

よろしく申し上げます。

鈴木部長

続きまして、大野委員いかがでしょうか。

大野委員

昨年度で学校施設の耐震工事は全て完了したと聞いておりますが、それ以外の目に見えない部分の耐震化であるとか、トイレの洋式化について、児童生徒だけではなく、地域の方々もこれから学校を利用するにあたり必要になってくると思いますので 基本目標の教育環境整備の観点から、安心安全を第一に考えて整備を進めていただきたいと思います。

いじめの関係について、いじめ防止のため相手を思いやるのは当然ですが、いじめが起こった場合、特に生徒の心のケアを最優先にいただき、保護者、学校、行政が一体となってスピード感をもって迅速に対応していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

鈴木部長

大野委員からご意見をいただきましたが、これについて事務局、何かありますでしょうか。

榎本次長

学校の耐震工事につきましては、これまで構造体の耐震化を優先してきたところであります。今後は非構造部材の耐震化を行う必要がありますので、今回のプランに盛り込み、進めてまいります。ご意見ありがとうございました。

大久保副参事

いじめに関しまして、現在のところは、国の法律、県の条例に則って対応しておりますけれども、この後、説明させていただきますが、君津市といたしましても、「君津市いじめ防止対策推進条例」を策定して適切な対応をしてまいりたいと考えております。

鈴木部長

続きまして、佐藤委員、何かございますでしょうか。

佐藤委員

基本目標2の2-2に、新しい時代に必要となる資質・能力の育成の中に、グローバル化に対応できる力の育成とあり、本市では英語教育に先進的に取り組んできた実績があると思います。今後、さらにそれを推し進めて、これからの国際化社会の中で活躍できる子どもたちを育てていただきたいと思います。

あと、これからの時代、地域と学校の新たな連携などが重要になると思います。地域の人々のつながりを深める点や郷土への愛着といった点で、公民館や資料館、図書館も重要な役割を果たします。その点の整備もお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木部長

現今、佐藤委員からご意見をいただきましたが、これについて事務局、お願いします。

小林教育センター所長

グローバル化が進んでいる社会におきまして、本市は特に英語教育に重点を置いております。

学習指導要領では小学校3、4年生から外国語活動が示されておりますが、本市におきましては小学校1年生から9か年をかけて、英語教育をいち早く推進してまいりました。今後も英語教育に力を入れ、社会の中で活躍できる子どもたちを育てていきたいと考えております。

榎本次長

公民館や資料館、図書館についてですが、現在、君津市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設全体の方向性を総合的に勘案しながら、内部検討を進めているところでございます。引き続き、関係課等とも調整を図り、柔軟な視点で、教育の向上と地域の活性化に資する社会教育施設について、具体的な検討を進めてまいります。

鈴木部長

最後になりましたが、山口教育長、いかがでしょうか。

山口教育長

創・奏5か年プランは、教育基本法に基づいて策定するという本市の教育振興基本計画でございます。

平成27年4月から新しい教育委員会制度が発足し、その中でこの総合教育会議が開かれまして、協議・調整のうえ、鈴木市長に「君津市教育大綱」を策定いただきました。その教育大綱や本市の総合計画との整合性を図りながら、創・奏プランの見直しを行いまして、時代に合ったものにしていきたいと考えております。そういう視点でこの素案はつくっております。例えば、一次、二次では明確に示していなかった学校再編の位置づけを明確にしたということと、従前から指摘のあった、学校教育に偏っていないかということ踏まえ、生涯学習あるいはスポーツなどの分野についても、バランスを取りながら焦点化して盛り込んであるつもりでございます。子どもたち、市民が中心になって光り輝けるようなプランにしていきたいと考えております。

名称につきましては、先ほど事務局から説明がありましたが、教育の継続性ということからも、「創・奏5か年プラン」、一次、二次に続いて、三次でもこのタイトルでいきたいなと思っております。これは素案ということですので、これからブラッシュアップしてということでございます。以上でございます。

鈴木部長

ほかに、ございませんでしょうか。
それでは、市長、全体的な部分でいかがでしょうか。

市 長

社会情勢が急速に変化するなか、教育の分野に求められるものも多様化してきており、新しい課題にも対応していく必要があります。

新しい教育委員会制度のもと、一昨年策定した本市の教育大綱や、これまでの取り組みを踏まえて、継続すべきものは継続し、見直すべきところはしっかりと見直していただきたいと思います。

また、これから意見公募手続きを行うとのことですが、幅広く市民の方々のご意見を取り入れて、今の時代に合った、よりよい計画を作成してほしいと思います。以上でございます。

鈴木部長

ありがとうございました。

ただいま皆様からいただきましたご意見などをふまえて、この後開催する教育委員会会議にて協議させていただきます。

また、この後、まちづくり意見公募手続きを行い、最終案がまとまった際には、改めて総合教育会議でご報告させていただきたいと考えております。

(2) 君津市立中学校におけるいじめ重大事態の経過報告について

鈴木部長

続きまして、議事(2)君津市立中学校におけるいじめ重大事態の経過報告について、でございますが、こちらにつきましては個人に関する情報が含まれておりますので、君津市総合教育会議運営要綱第4条の規定により、非公開で実施したいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

市長、委員

<合意>

鈴木部長

それでは、傍聴者におかれましてはここで一旦、ご退室をお願いします。

<傍聴者退室>

前回の総合教育会議の議題だったいじめ事案について、事務局からその後の経過を報告し、情報を共有するとともに、今後の対応について協議・調整を行った。

<傍聴者入室>

(3) 君津市いじめ防止対策推進条例(素案)について

鈴木部長

続きまして、議事(3)君津市いじめ防止対策推進条例(素案)について、を議題といたします。いじめ防止対策推進条例について、事務局よりご説明申し上げます。

大久保副参事

それでは、「君津市いじめ防止対策推進条例」の制定につきまして、ご説明いたします。

大津市でのいじめ事件を受け、国は平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」を制定しました。

県においても、平成26年に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定しております。

しかし、その後も全国的にいじめに関係する重大事態は後を絶たない状況であり、特に自殺事案における学校、教育委員会の対応への国民の不信感は強いものがあります。

このような状況を鑑み、本市においては、「いじめは絶対に許さず、子供の気持ちに寄り添い、守る」という理念の下、行政、学校、保護者、地域住民など、市総がかりでいじめ防止に取り組むことを目的とした「いじめ防止対策推進条例」を制定し、市全体でいじめ防止体制のさらなる強化を図っていきたいと考えております。

本条例の特徴といたしましては、

- ・いじめの防止等のための対策について、「児童生徒の気持ちに寄り添い、守ること」、「市、学校、保護者、市民その他の関係機関等の連携の下、市全体で取り組むこと」を基本理念として示します。

- ・自殺等の重大事態に対して、学校及び教育委員会の調査と並行して調査ができる、市長直轄の第三者調査委員会を置くこととしてあります。

この基本理念にのっとり、いじめ等の防止、いじめ問題の克服に市総がかりで取り組んでまいります。

この条例を、平成30年3月議会に提出し、4月1日に施行したいと考えております。

条例（素案）の骨子は、別紙をご覧ください。以上でございます。

鈴木部長

ただいま、事務局からいじめ防止対策推進条例の素案について説明がありました。これにつきまして、ご意見等ありますでしょうか。

伊澤委員、いかがでしょうか。

伊澤委員

いじめは大きな社会問題となっていて、依然として減らない状況にあって、最近では教師のいじめが大きな問題として取り上げられています。いじめは命を奪ったり、命の危険に直面した生活を強いられたりして、大変に痛ましいことでもあります。一刻も早く解決していかなければならないと思っています。

子どもたちの安心安全な生活を守るためにも、条例を制定して、市民を含め、市を挙げていじめのない社会にしていくべきだと考えております。

そこで、2つ教えていただければと思います。1つめは「君津市いじめ防止対策推進条例」の理念や特徴について、もう少し具体的に教えていただきたい。もう1点は、こういう条例について、他市の状況等を押さえていればお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

鈴木部長

それでは、2点ありましたので、事務局お願いします。

大久保副参事

この条例の基本理念は、「児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめが行われない環境を整え、児童生徒の気持ちに寄り添い、守ること」、また「市、学校、保護者、市民その他の関係機関等の連携の下、本市総がかりでいじめの問題を克服すること」を理念としております。

特徴としては、法律においては、何か問題が起こった時には、学校、教育委員会が調査し、その結果を市長に報告して、市長がその結果について十分ではないと判断した場合に再調査できるということになっておりますけれども、本市では重大事態に速やかに対処するために、「学校及び教育委員会の調査と並行して市長の附属機関による調査ができる」ことが大きな特徴となっております。

続きまして2点目、いじめ防止の条例を制定している県内の自治体は、館山市、鴨川市、流山市、我

孫子市、四街道市などとなっております。以上でございます。

伊澤委員

もう1点いいですか。重大事態への対応の中で大変評価したいと思うのは、「当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、その調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。」と。今いろいろなところで問題になっているのは、保護者に対してきちんとした説明がなされていないということが、さらに問題を悪化させる状況になっていますので、こういう一文は必要だと思いますし、掲げた以上、保護者に対して適切な説明をしていかなければならないと考えますので、評価するとともに、制定後の運用については適切にお願いしたいと思います。

大久保副参事

ありがとうございます。肝に銘じて対応してまいりたいと思います。

鈴木部長

その他の委員の方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、山口教育長、いかがでしょうか。

山口教育長

この条例の理念は、まずは何よりも子どもに寄り添う、いじめられている気持ちに気づく、そういう視点に立って、学校と行政と保護者、市民、関係する大人が総がかりでいじめ問題に対処していくということでもあります。いじめの背景というのは学校生活が原因ということもありますが、それだけではなく、家庭の問題があったり、犯罪に結びつくような背景があったり、いじめの当事者は発展途上の子ども同士、教育的な配慮も必要でありますから、その中で複合的な対策を練っていかなければいけません。学校、教育委員会だけではなく、時には児童相談所や警察、貧困が問題であれば市長部局の福祉部門、医療的な専門知識が必要な場合もあるわけで、そういった複合的な対策をするということで「総がかり」という意味でございます。

もう1つは、我々、第三者的な教育委員会でありますけれども、本来であれば教育委員会が信頼されていて、教育委員会の調査が中立だという評価をいただければ一番いいのですが、今まで問題になっているのは、どうも教育委員会があまり信用されていないというのがございます。もちろん、我々、一生懸命頑張っているつもりではあるのですが、そういう中で、さらに中立性、公正性を求めるということで、市長直轄の、教育委員会から離れたシステムを作ろうというのが理念の一つであります。だからといって、教育委員会が事案の調査をしないということではなく、当然のことながら、教育委員会としての調査はしっかり行います。こういう総合教育会議もあるわけですから、連携しながらやっていくということでございます。

近隣市ではまだ整備されておりませんが、今回提示させていただいているところです。

これから、素案については磨いていきたいと思っております。以上です。

鈴木部長

続きまして、石井副市長、いかがでしょうか。

副市長

まさに、このいじめの問題は、またかと思ってしまうくらい、最近でもテレビや新聞でいじめの問題が出てきて、痛ましい事例も報道されています。

いじめに関しては、まず、子どもたちに、いじめは絶対に許されない行為だということを、きちんと教え込むことが必要だと思いますが、社会全体の原因でもあるということで、調査機関等も必要だと思っております。

いじめの対策については、市長部局も一体となって、調査機関を設置して、行政、学校、保護者、市民、警察などの関係機関と連携して、まさに市総がかりでこの問題に取り組んで、いじめの防止、早期発見及び対処について万全を期していきたいと思っております。

山口教育長

もう1つよろしいでしょうか。

人的な支援という中で、国が今やろうとしているのですけれども、スクールソーシャルワーカーというものがあります。学校に通う子どもたちの生活状況とかトータルでの対応、専門的なものって非常に大事なんですね。今は学校の職員がそれを抱えていて、対応しきれない現実もあるわけで、専門的な知識、スキルを持った職員の導入というのも、今後、国が予算化してやってくればいいのですけれども、そういったことも相談していきたいなと思っております。

鈴木部長

様々なご意見をいただきましたが、他にございませんでしょうか。

それでは、市長、全体的な部分でいかがでしょうか。

市長

市として条例を整備して、組織でしっかりといじめに対応し、いじめを未然に防ぐこと、また、早期発見、早期解決に向けて取り組む姿勢を示すことは、とても大事なことだと思います。

子どもたちを守るため、市長として援助は惜しまず、教育委員会と協力してできる限りのことをしていきたいと思っております。以上でございます。

鈴木部長

ありがとうございました。

ただいま皆様からいただきましたご意見等をふまえて、先程の第三次きみつ教育創・奏5か年プランの素案と同様に、この後開催する教育委員会会議にて協議させていただきます。

また、このいじめ防止対策推進条例につきましても、この後、まちづくり意見公募手続きを行い、最終案を作成してまいりたいと考えております。

(4) 小糸・清和地区における統合校の新校名について

鈴木部長

続きまして、議事(4)小糸・清和地区における統合校の新校名について、を議題といたします。

統合校の新しい校名について、事務局よりご説明申し上げます。

高橋学校再編推進課長

お手元にお配りしております、資料「小糸・清和地区における統合校の新校名について」に基づき、説明をさせていただきます。

まず、その趣旨でございますが、本年1月に「学校再編第1次実施プログラム」を決定しました。プログラムの中には、学校の統合という項目が含まれており、市内で、はじめに統合が実施される小糸・清和地区においては、新たな3校の統合校が生まれることとなります。そのため、その統合3校の新学校名を選考しようとするものであります。

次に、校名決定に至る進め方でございますが、まず統合準備室の設置とありますけれども、こちらについては、学校の統合を実務的に進めるため、学校関係者、地域代表者、保護者代表者が参加する組織でありまして、こちらで新たな学校をつくるための検討事項を協議いたします。この統合準備室は小糸・清和地区と小櫃・上総地区でそれぞれ設置されるということになっておりまして、その中の総務部

会で校名について検討をすることになります。この総務部会で選考方法を考え、今回は広く校名を公募しまして、その中から、統合準備室にて推薦する校名を4～5点に絞り込み、教育委員会へ提言いただいております。推薦された中から、教育委員会会議にて校名の原案を決定していただき、その後に君津市立小・中学校設置条例の改正について議会に提出する予定であります。

これまでの経緯でございますけれども、5月に小糸・清和地区の統合準備室を設置し、6月には、準備室内に設置した第1回目の総務部会において、統合に伴う「新校名候補の選考方法について」を議題として、校名を広く募集するなど、その手法等について協議をしました。8月から9月の1か月間校名募集をし、取りまとめ、集計した後、9月25日に第2回目の総務部会を開催し、校名候補の絞り込みを実施したところ、決定には至らず、10月10日、第3回目となる総務部会において、校名候補の絞り込みを完了したところであります。

募集の結果ですが、市内だけでなく、県内外からも応募をいただきました。応募総数は312件となったところであります。

統合準備室の意見概要については、別紙資料にあります「小糸・清和地区の校名候補について」をご覧ください。1枚目の上段、意見総括にまとめてあります。

- ・小学校には、「清和」、「小糸」といった地区名を残すのが良いのではないかと。
- ・学校の名前に地域の名称をつければ、概ねその場所がわかる。
- ・既存の名前、例えば清和、小糸中学校を一緒にした場合、どちらを先にするのがいいか、など議論がでてくる。

などなど、様々な意見をいただいたところであります。

なお、1枚目には、清和地区の小学校（秋元、三島）の新統合名、2枚目には小糸地区の小学校（中、小糸）の新統合名、3枚目には小糸・清和地区の中学校（小糸、清和）の新統合名の、絞り込まれた校名候補と推薦理由が記載してあります。こちらにつきましては、在校生、卒業生、一般の方々から広く、新校名とそれぞれの校名に込められる、「思い」をいただいたところであります。

その中から、統合準備室の総務部会の委員の方々から、多くの意見をいただき、予定時間内でまとめきれず、2回目の会議を開催し、ようやく、絞り込んだ案を、記載のとおり提案していただいたところであります。

今後、教育委員会会議での議論を経て、新校名の原案を決定いただくこととなります。以上、小糸・清和地区における統合校の新校名について、ご説明させていただきました。

鈴木部長

ただいま、事務局から小糸・清和地区の統合校の新しい校名について説明がありました。これにつきまして、委員の方から何かございますでしょうか。

大野委員

校名決定までの具体的なスケジュールを教えてくださいたいのですが。

高橋学校再編推進課長

別添、「校名決定までの流れ」をご覧ください。重なる部分もありますが説明をさせていただきます。

まず統合準備室の総務部会、こちらで校名の選考方法、募集対象や範囲について協議をしました。そして、校名募集の手続きやアンケートの配付を、統合準備室の運営部である我々事務局が行いまして、校名の募集は、学校配布、地域への回覧、ホームページなどを利用して、広く公募しました。その際、子どもたちが夢や希望を持てる、また、地域の歴史や伝統を尊重できる、そういった主旨の名称を考えてくださいということをや要件に校名募集を行いました。そして、アンケートの回収、集計を行いまして、統合準備室の総務部会を2回にわたって実施したのですが、ここで3～4点に絞り込んで、その校名と推薦理由をいただいたところでございます。そして今日、この総合教育会議と、この後の教育委員会会議でご提示させていただいている状況です。また、これは非常に多くの件数の中から選りすぐった案を

抽出したものでして、その場ですぐに決めていただくわけにもいきませんので、まずはそこで提示をさせていただき、ご検討の上、その次の教育委員会会議にて検討及び決定をしていただく予定となっております。

条例については、君津市立小学校設置条例、中学校設置条例それぞれありますが、その条例改正のための校名の原案を次回の教育委員会会議にて決定した後に、12月議会に改正条例を提出し、最終的に決定の運びとなる、そういった手順を考えているところでございます。

大野委員

12月議会で決定するという事で承知しました。今後、他の地区でも統合が予定されていますが、その時も校名の決定はこのような形で行われるのでしょうか。

高橋学校再編推進課長

今後、校名を決定する際には、このような手順を踏んで決定していきたいと考えております。

佐藤委員

先ほど、いじめ防止対策の条例は3月議会に提出すると伺いましたが、こちらの新校名の条例については12月議会ということで、この時期の違いは何かご説明いただけますか。

高橋学校再編推進課長

いじめ対策防止対策推進条例については、この後、市民意見公募いわゆるパブリックコメントの実施を予定しており、その期間が必要となります。一方、校名決定については、すでに広く公募をしており、既にパブリックコメントと同様の作業を実施していることとなります。

また、今後、統合に伴い施設整備を実施する予定となっておりますが、補助金等を受けるためには、統合後の校名を決定しておく必要があり、そういったことから12月議会に提出したいと考えているところでございます。

鈴木部長

他にございますか。よろしいですか。

それでは、こちらにつきまして、市長からご意見を頂戴したいと思います。市長、いかがでしょうか。

市長

ただいま、小糸・清和地区に新たに誕生することになる学校の校名を選定するため、多くの候補から絞り込まれた案が、事務局から提示されたところであります。

応募のあった案については、子どもたちをはじめ、地域や保護者、卒業生、教職員など、多くの方々からの切なる思いがたくさん込められているものと思います。

校名は、新しい学校に新たな命を吹き込むものです。

選定にあたっては、地域性や、既存の学校名とのバランスなど配慮のうえ、十分に議論を尽くすようお願いいたします。

しかる後に、「子どもたちが夢や希望を持てる、地域住民からも愛され親しまれる校名」が決定することを願っております。以上でございます。

鈴木部長

ありがとうございました。

他に、この場で何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいま皆さんからいただきましたご意見をふまえて、今後、教育委員会会議にて議論をしていきたいと思っております。

【次第 3 その他】

鈴木部長

続いて、次第の3 その他でございますが、連絡事項等も含め、事務局、委員の皆さん何かございますか。

<連絡事項等なし>

鈴木部長

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。

本日、ご協議いただきました非公開議案に係る情報の取り扱いには十分ご留意願います。

以上をもちまして、第2回君津市総合教育会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。